

1 建設業の許可について

建設業の許可と種類

1 建設業とは

建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

「建設工事」とは、土木建築に関する工事で、表1-1(3頁)に掲げるとおり、28業種に分かれています。

「請負」とは、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約であり、類似の概念である雇傭及び委任とは異なるものであるので注意してください。

* 「建設工事」に該当しないもの

- ・ 測量、地質調査及びボーリング工事（さく井工事は除く）
- ・ 土砂、資材等の運搬
- ・ 除草工事、樹木剪定、清掃、管理等業務

2 許可を必要とする者

建設業を営もうとする者は、下記に掲げる軽微な建設工事のみを施工しようとするものを除いて、表1-1(3頁)に掲げる28業種の建設業の種類（業種）ごとに、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

* 許可を受けなくてもできる工事（軽微な建設工事）

建築一式工事	次のいずれかに該当する工事 1件の請負代金が1,500万円未満の工事（消費税及び地方消費税込） 請負代金の額に関わらず、木造工事で延べ面積が150㎡未満の工事（主要構造部が木造で、延べ面積の1/2以上を居住の用に供するもの）
建築一式工事以外の建設工事	1件の請負代金が500万円未満の工事（消費税及び地方消費税込）

3 許可行政庁

建設業の許可は、都道府県知事許可と国土交通大臣許可があります。

- ・ 都道府県知事許可：1都道府県内にだけ営業所を持ち、営業しようとする場合
- ・ 国土交通大臣許可：2以上の都道府県内に営業所を持ち、営業しようとする場合

営業所とは、本店、支店、若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、少なくとも次の要件を備えているものをいいます。

請負契約の見積り、入札、契約締結等実体的な業務を行っていること

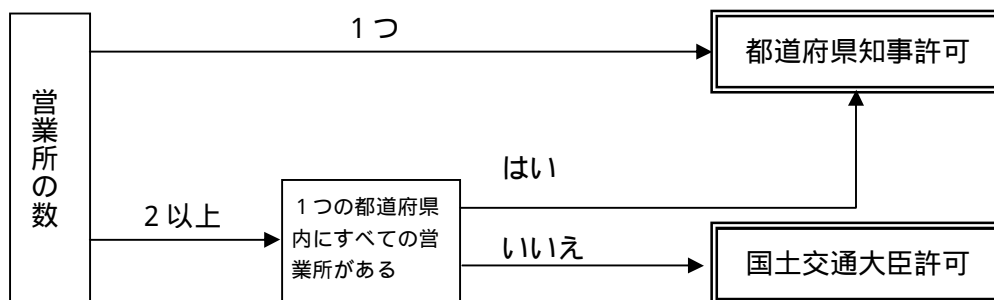
事務所等建設業の営業を行うべき場所を有し、電話、机等付器備品を備えていること

に関する権限を付与されたものが常勤していること

専任技術者が常勤していること

したがって、建設業にはまったく無関係なもの及び単に登記上の本店、単なる事務連絡所、工事事務所、作業所などはこの営業所には該当しません。

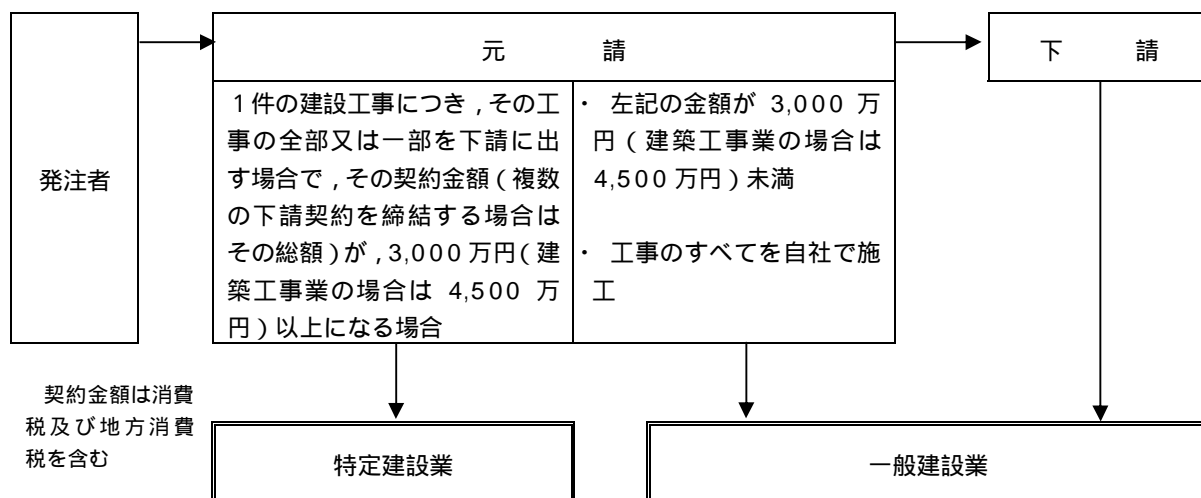
なお、常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、営業所に該当します。



4 許可の区分(一般建設業と特定建設業)

建設業許可は、**一般建設業**と**特定建設業**に区分されています。許可を受けようとする業種ごとに一般建設業又は特定建設業の許可を受けなければなりません。特定建設業の許可を受けた場合は、発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、下請代金の額が3,000万円以上(建築工事業の場合は4,500万円以上)となる下請契約を締結することができます。

なお、1件の工事をすべて直営施工しまたは1件の工事について3,000万円未満(建築工事業の場合は4,500万円未満)についてのみ下請施工させる限り、一般建設業、特定建設業に関わらず、受注金額に制限はありません。



5 許可の有効期間

許可の有効期間は、**5年**です。

許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了とします。許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても同様の取扱になります。

したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には、期間が満了する日の30日前までに、当該許可を受けるときと同様の手続により許可の更新の手続をとらなければなりません。手続を怠れば期間満了とともにその効力を失い、引き続き営業することができなくなります(建設業法施行規則第5条)。

表1 - 1 【建設業の業種】

建設工事の種類	業種	内 容	例 示	区分の考え方
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画, 指導, 調整のもとに土木工作物を建設する工事	道路, 橋梁やダム, 下水道(農業集落排水工事を含む)などを一式として請け負うもの。	
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画, 指導, 調整のもとに建築物を建設する工事	住宅建設等を一式工事として請け負うもの。建築確認を必要とする新增築等。	
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し, 又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事, 型枠工事, 造作工事	
左官工事	左官工事業	工作物に壁土, モルタル, 漆くい, プラスター, 繊維等をこて塗り, 吹付け, 又ははり付ける工事	左官工事, モルタル工事, モルタル防水工事, 吹付け工事, とぎ出し工事, 洗い出し工事	防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業, 防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については, 通常, 左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ 足場の組み立て, 機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置, 鉄骨等の組立て, 工作物の解体等を行う工事 ロ くい打ち, くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削, 盛上げ, 締め固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事, ひき工事, 足場等仮設工事, 重量物の揚重運搬配置工事, 鉄骨組立て工事, コンクリートブロック据付け工事, 工作物解体工事 ロ くい工事, くい打ち工事, くい抜き工事, 場所打ぐい工事 ハ 土工, 掘削工事, 根切り工事, 発破工事, 盛土工事 ニ コンクリート工事, コンクリート打設工事, コンクリート圧送工事, プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事, 地盤改良工事, ボーリンググラウト工事, 土留め工事, 仮締切り工事, 吹付け工事, 道路付属物設置工事, 捨石工事, 外構工事, はつり工事	イ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は次のとおり。 根固めブロック, 消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事等は『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」 建築物の外装として擬石等を貼り付ける工事や法面処理, 又は擁壁としてコンクリートブロックを積み, 又は貼り付ける工事等は, 『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」 コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等は『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」 ロ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は『土木一式工事』 ハ 「吹付け工事」とは, 「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり, 法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい, 建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ニ 「地盤改良工事」とは薬液注入工事, ウェルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む)の加工又は積方により工作物を築造し, 又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事, コンクリートブロック積み(張り)工事	
屋根工事	屋根工事業	瓦, スレート, 金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	「瓦」, 「スレート」及び「金属薄板」については, 屋根をふく材料の別を示したものにすぎず, また, これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから, これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。 「屋根断熱工事」は, 断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
電気工事	電気工事業	発電設備, 変電設備, 送配電設備, 構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事, 送配電線工事, 引込線工事, 変電設備工事, 構内電気設備(非常用電気設備を含む)工事, 照明設備工事, 電車線工事, 信号設備工事, ネオン装置工事	

建設業の種類	業種	内容	例示	区分の考え方
管工事	管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して、水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	し尿処理施設に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併浄化槽を含む）によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。
タイル・レンガ・ブロック工事	タイル・レンガ・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事	「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等に張る工事の内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生した軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事	『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」と『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、すでに加工された鉄骨を現場で組み立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事	
ほ装工事	ほ装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事	舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては「ほ装工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは、『ほ装工事』に該当する。
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金を貼り付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張り付け工事や厨房の天井へのステンレス板張り付け工事等である
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事	
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	「下地調整工事」及び「プラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく、『とび・土工・コンクリート工事業』に該当する。
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて、建造物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工もしくは組み立てて据え付ける工事をいう。 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。

建設業の種類	業種	内容	例示	区分の考え方
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく、『管工事』に該当する。
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事	
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	「情報制御設備工事」にはコンピュータ等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は「電気通信工事」に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石の据付け等により庭園、公園、緑地等の宛地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事	「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上壁面等を緑化する建設工事である。 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取り付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、排水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	上下水道に関する施設の建設工事における『水道施設工事』、『管工事』及び『土木一式工事』間の区分の考え方は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、これらの敷地外の例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	「金属製避難はしご」とは、火災時等にもみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、たとえば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。

許可の基準

許可を受けるためには、次の下表に掲げる資格要件を備えている必要があります。

経營業務の管理責任者がいること
専任技術者を営業所ごとに置いていること
請負契約に関して誠実性を有していること
請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
欠格要件等に該当しないこと

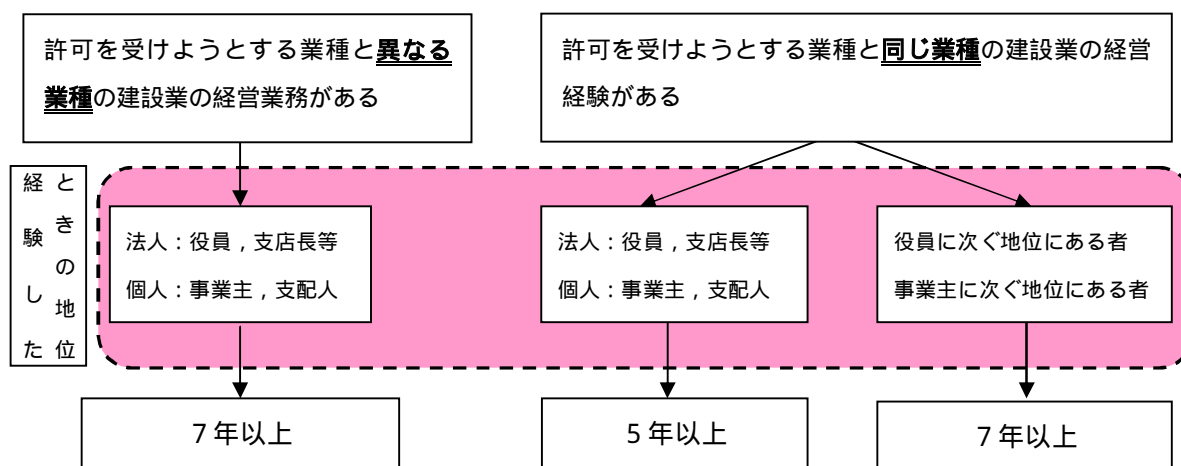
1 経營業務の管理責任者がいること

経營業務の管理責任者とは、下表のいずれかの経験を有する者をいいます。許可を受けようとする者が法人の場合は常勤の役員の中の1名が、個人事業主の場合は本人又は支配人の中の1名が、次のいずれかに該当する必要があります。

常勤の役員とは、持分会社の業務を執行する社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役又は法人格のある各種組合の理事等をいいます。

- (1) 許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- (2) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- (3) 許可を受けようとする建設業に関し、7年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって経營業務を補佐した経験を有する者

「経營業務の管理責任者」は主たる営業所に常勤しなければなりません。常勤しているといえるには、勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間にその職務に従事している必要があります。



(1) 経營業務の管理責任者としての経験

経營業務の管理責任者としての経験とは、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいいます。

具体的には、法人の役員、個人事業主又は支配人、その他支店長、営業所長等の地位にあって経營業務を総合的に執行した経験を指します。単なる連絡所の長又は工事の施工に関する現場の長のような経験は該当しません。

法人の役員や支配人は、商業登記簿に登載されている者をいいます。法人の役員としての経験は、常勤・非常勤を問いませんが、監査役としての経験は経營業務の管理責任者の経験とは認められません。

(2) 経營業務の管理責任者に準ずる地位

経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者とは、法人においては役員に次ぐ職制上の地位にある者、個人においては、事業主に次ぐ地位にある者をいいます。

経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務に従事した経験が7年以上あることが必要になります。

< 事業主補佐経験により個人で新規許可申請を行う場合について >

新規の場合

個人事業主の後継者（配偶者・子）が、成人に達して以降7年以上事業主に準ずる地位にあつて、経營業務を補佐した経験を有する場合、事業主1名につき1名のみ、事業主補佐経験を認めます。

事業継承の場合

事業継承とは、建設業許可番号を被承継者と同一のものとし、経営事項審査において、営業年数、完成工事高実績を被承継者と通年で認めることをいいます（許可の取得は、新規扱いになります）。

事業継承は以下のすべての要件を満たす場合に認められます。

- ・ 死亡、病気引退、高齢引退、その他の理由で（自己都合であるか否かを問わない）現に許可を受けている事業主（被承継者）が廃業し、事業主の親族（承継者）が営業を引き継ぐこと
- ・ 承継者が個人で営業し、許可申請業種が被承継者の受けていた許可業種の範囲内であること
- ・ 承継者が成人に達して以降、事業主に準ずる地位に7年以上あったこと

2 専任技術者を営業所ごとに置いていること

(1) 専任技術者になるための資格

許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所に、専任の技術者を置くことが必要です。専任技術者は雇用契約により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務しうるものでなければなりません。

専任技術者が要求される理由は、建設工事についての専門知識を有する技術者の恒常的な技術指導の下で建設業営業が行われる体制を構築することで、建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するところにあります。

専任技術者になるための技術資格要件は、次の表1-2【専任技術者となりうる技術者資格要件】のとおりとなっています。申請する建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なりますのでご注意ください。

表1-2 【専任技術者となりうる技術者資格要件】

一般建設業	第7条 第2号 イ	<ul style="list-style-type: none"> 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、<u>指定学科*1</u>を修めて高等学校若しくは中等教育学校を卒業後5年以上の実務経験*2を有する者 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <u>指定学科*1</u>を修めて大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上の実務経験*2を有する者
	第7条 第2号 ロ	<ul style="list-style-type: none"> 10年以上の実務経験*2を有する者(学歴・資格を問わない)
	第7条 第2号 ハ	<ul style="list-style-type: none"> 一定の国家資格等を有する者 表1-3【専任技術者となりうる国家資格等一覧表】(10頁)参照 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <u>複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者*3</u> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 旧実業高校卒業程度検定規程による検定を合格後5年以上の実務経験*2を有する者 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 旧専門学校卒業程度検定規程による検定を合格後3年以上の実務経験*2を有する者
特定建設業	第15条 第2号 イ	<ul style="list-style-type: none"> 一定の国家資格等を有する者 表1-3【専任技術者となりうる国家資格等一覧表】(10頁)参照
	第15条 第2号 ロ	<ul style="list-style-type: none"> 前記の一般建設業の専任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業にかかる建設業で、元請として請け負った4,500万円以上(平成6年12月28日以前にあっては3,000万円、さらに昭和59年10月1日以前にあっては1,500万円以上)の工事に関して2年以上の<u>指導監督の実務経験*4</u>を有する者 <p>指定建設業(土木、建築、電気、管、鋼構造物、ほ装、造園の7業種)については、この基準により専任技術者となることはできません。</p>
	第15条 第2号 ハ	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣の個別審査を受け特定建設業の営業所専任技術者となりうるとしてその認定を受けた者 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格したもの、もしくは国土交通大臣が定める審査に合格した者

*1 「指定学科」とは、建設業の種類ごとに、当該建設業と密接に関連する学科として指定されているものをいいます。表1-4【指定学科】(12頁)参照

*2 「実務経験」とは、許可を受けようとする建設工事に関する技術上の経験をいいます。したがって、建設工事の施工を指揮・監督した経験及び実際に建設工事の施行に携わった経験はもちろんのこと、これらの経験は請負人の立場における経験に限られないから、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験も含まれますが、工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含まれません。

* 3 複数業種に係る実務経験については表 1 - 5 【一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」】(13 頁) 参照

* 4 「指導監督の実務経験」とは、発注者から直接請負い、その請負代金の額が 4,500 万円以上であるものについて 2 年以上、建設工事の設計、施工の全般にわたって工事現場主任や現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

(2) 営業所への専任について

「専任」とは、その営業所に常勤してもっぱらその業務に従事することをいいます。そのため、営業所の専任技術者は当該営業所の常勤職員の中から選ぶことになります。

専任技術者は営業所に常勤しますので、原則として、主任技術者、監理技術者等工事現場の配置技術者になることはできません。ただし、例外として、次のすべてを満たす場合、工事現場の主任技術者となることができます。なお、主任技術者とは、建設業者が工事を行う場合その請負金額に関わらず現場に置くことが義務付けられる工事の施工上の管理等を担当する技術者をいいます。

営業所専任技術者が主任技術者を兼ねるための要件

- ・ 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ・ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること
- ・ 当該工事が主任技術者等の現場への専任が必要となる工事（公共性のある工作物に関する重要な工事で請負金額が 2,500 万円以上（建築一式工事は 5,000 万円以上）でないこと

表 1 - 3 【専任技術者となりうる国家資格等一覧表】

…特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となりうる国家資格
 …一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となりうる国家資格
 注）色付きの列は、建設業法施行令第5条の2で定める特定建設業の指定7業種

	コード	資格区分	建設業の種類																											
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
建設業法	11	1級 建設機械施工技士																												
	12	2級 建設機械施工技士（第1種～第6種）																												
	13	1級 土木施工管理技士																												
	14	2級 土木施工管理技士(土木)																												
	15	2級 土木施工管理技士(鋼構造物塗装)																												
	16	2級 土木施工管理技士(薬液注入)																												
	20	1級 建築施工管理技士																												
	21	2級 建築施工管理技士(建築)																												
	22	2級 建築施工管理技士(躯体)																												
	23	2級 建築施工管理技士(仕上げ)																												
	27	1級 電気工事施工管理技士																												
	28	2級 電気工事施工管理技士																												
	29	1級 管工事施工管理技士																												
	30	2級 管工事施工管理技士																												
	33	1級 造園施工管理技士																												
34	2級 造園施工管理技士																													
建築士法	37	1級 建築士																												
	38	2級 建築士																												
	39	木造建築士																												
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）																												
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（同左）																												
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（同左）																												
	44	電気電子・総合技術監理（同左）																												
	45	機械・総合技術監理（同左）																												
	46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（同左）																												
	47	上下水道・総合技術監理（同左）																												
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（同左）																												
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（同左）																												
	50	森林「林業」・総合技術監理（同左）																												
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（同左）																												
	52	衛生工学・総合技術監理（同左）																												
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（同左）																												
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（同左）																												
電気工事士法 電気事業法	55	第1種電気工事士																												
	56	第2種電気工事士																												
	58	電気主任技術者（1種，2種，3種）																												
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者																												

	コード	資格区分	建設業の種類																											
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
水道法	65	給水装置工事主任技術者 【1年】																												
消防法	68	甲種消防設備士																												
	69	乙種消防設備士																												
職業能力開発促進法	71	建築大工																												
	72	左官																												
	73	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工																												
	66	ウェルポイント施工																												
	74	空調設備配管・冷凍空調機器施工																												
	75	給排水衛生設備配管																												
	76	配管(注1)・配管工																												
	77	タイル張り・タイル張り工																												
	78	築炉・築炉工・れんが積み																												
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工																												
	80	石工・石材施工・石積み																												
	81	鉄工(注2)・製罐																												
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工(注3)																												
	83	工場板金																												
	84	建築板金・板金工・板金(注4)																												
	85	板金・板金工・打出し板金																												
	86	かわらぶき・スレート施工																												
	87	ガラス施工																												
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																												
	89	建築塗装・建築塗装工																												
	等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年3月31日時点で合格していたものは実務経験1年以上	90	金属塗装・金属塗装工																											
		91	噴霧塗装																											
		67	路面表示施工																											
		92	畳製作・畳工																											
		93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																											
		94	熱絶縁施工																											
		95	建具製作・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工																											
		96	造園																											
97		防水施工																												
98		さく井																												
その他	61	地すべり防止工事 【1年】																												
	62	建築設備士 【1年】																												
	63	計装 【1年】																												

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する法令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はありません。
- (注5) 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

表1-4 【指 定 学 科】

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 ほ装工事業	土木工学（農業土木，鉱山土木，森林土木，砂防，治山，緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。），都市工学，衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学，建築学，機械工学，都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学，建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学，機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学，建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工事，建築学，都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学，鉱山学，機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

表 1 - 5 【一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」】

下表のとおり，専任技術者となるうとする業種について 8 年の実務経験があり，その他の業種と併せて 12 年以上の実務経験を有していれば，専任技術者となることができます場合があります。

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業について 12 年以上の実務経験を有する者のうち，大工工事業について 8 年を超える実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業について 12 年以上の実務経験を有する者のうち，大工工事業について 8 年を超える実務経験を有する者
とび・土工工事業	1. 土木工事業及びとび・土工工事業について 12 年以上の実務経験を有する者のうち，とび・土工工事業について 8 年を超える実務経験を有する者
屋根工事業	1. 建築工業及び屋根工事業について 12 年以上の実務経験を有する者のうち，屋根工事業について 8 年を超える実務経験を有する者
しゅんせつ工事業	1. 土木工事業及びしゅんせつ工事業について 12 年以上の実務経験を有する者のうち，しゅんせつ工事業について 8 年を超える実務経験を有する者
ガラス工事業	1. 建築工事業及びガラス工事業について 12 年以上の実務経験を有する者のうち，ガラス工事業について 8 年を超える実務経験を有する者
防水工事業	1. 建築工事業及び防水工事業について 12 年以上の実務経験を有する者のうち，防水工事業について 8 年を超える実務経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業について 12 年以上の実務経験を有する者のうち，内装仕上工事業について 8 年を超える実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業について 12 年以上の実務経験を有する者のうち，内装仕上工事業について 8 年を超える実務経験を有する者
熱絶縁工事業	1. 建築工事業及び熱絶縁工事業について 12 年以上の実務経験を有する者のうち，熱絶縁工事業について 8 年を超える実務経験を有する者
水道施設工事業	1. 土木工事業及び水道施設工事業について 12 年以上の実務経験を有する者のうち，水道施設工事業について 8 年を超える実務経験を有する者

3 請負契約に関して誠実性を有していること

法人・法人の役員・個人事業主・支配人・支店長・営業所長が、請負契約に関し、不正又は不誠実な行為をす
るおそれが明らかな者でないことであることが必要になります。

「不正な行為」：請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等の法律に違反する行為

「不誠実な行為」：工事内容、工期等請負契約に違反する行為

4 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること

許可申請の直前の決算において、下表の条件を満たしていることが必要になります。

一般建設業許可	特定建設業許可
次の いずれか に該当すること 自己資本の額が500万円以上であること 500万円以上の資金調達能力があること 直前5年間許可を受けて継続して営業した実 績があること	次の すべて の要件に該当すること 欠損の額が資本金の20%を超えないこと 流動比率が75%以上であること 資本金が2,000万円以上あること 自己資本が4,000万円以上あること

(注) 1 「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表の「純資産の部」の「純資産合計」の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

2 「資金調達能力」については、担保とすべき不動産を有していること等により、金融機関等から資金の融資を受けられる能力があるか否か判断されます(申請時1ヶ月以内の取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書)。なお、茨城県では融資証明書は認めていません。

3 「欠損の額」

法人：貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の額の合計を上回る額

個人：事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額

	欠損比率の要件
法人	$-(\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他の利益剰余金}) - \text{繰越利益剰余金} \div 0.2 \times \text{資本金}$
個人	$\text{事業主損失} + \text{事業主借勘定} - \text{事業主貸勘定} \div 0.2 \times \text{期首資本金}$

4 「流動比率」

流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したもの

	流動比率の要件
法人	$\text{流動資産合計} \div \text{流動負債合計} \times 100$ 75%
個人	$\text{流動資産合計} \div \text{流動負債合計} \times 100$ 75%

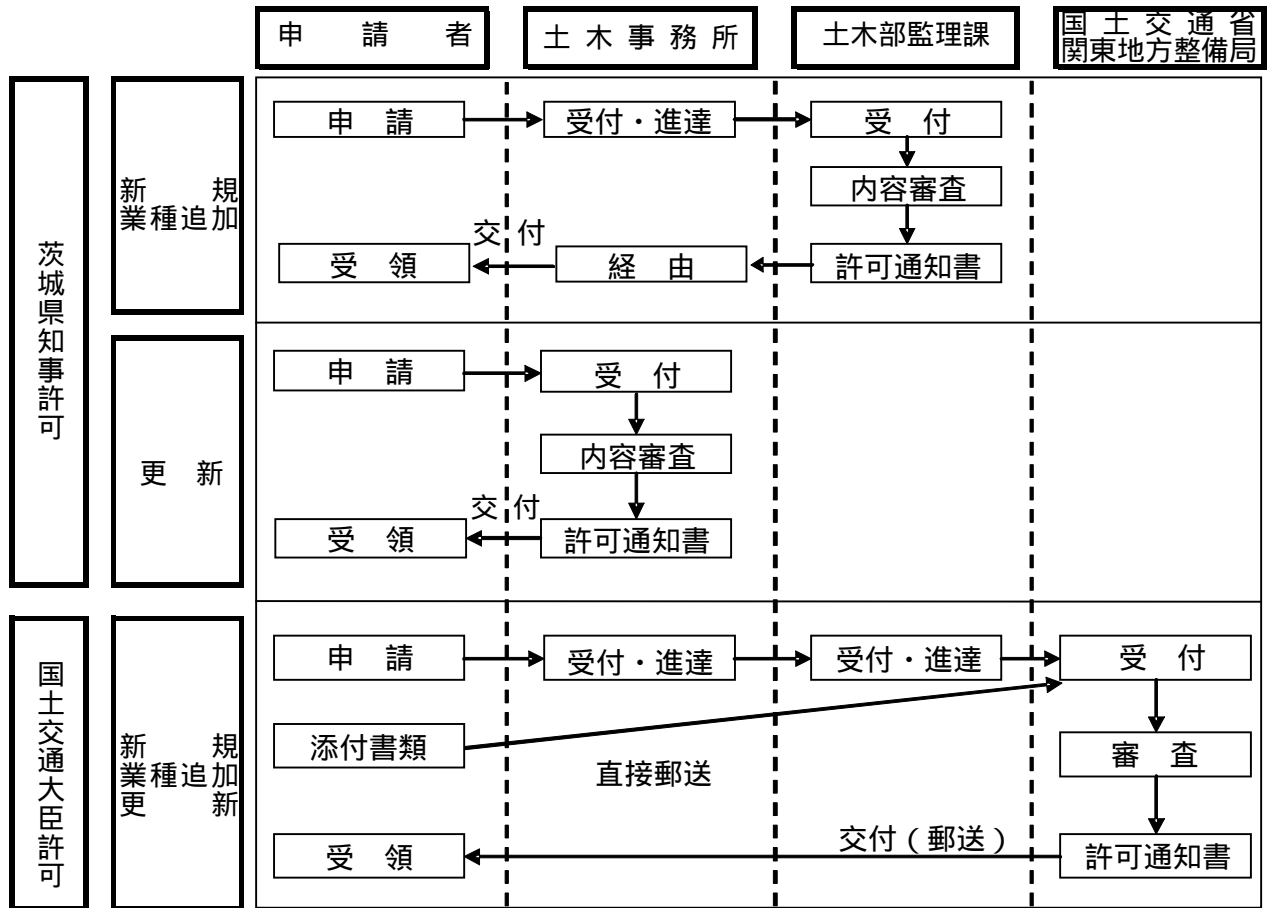
5 欠格要件に該当しないこと

下記のいずれかに該当するものは、許可を受けられません。

- | |
|---|
| 1 許可申請書又は添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき |
| 2 法人にあってはその法人の役員、個人にあってはその本人・支配人、その他支店長・営業所長等が、次のような要件に該当しているとき
成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
不正の手段で許可を受けたこと等により、その許可を取り消されて5年経過しない者
許可の取り消しを免れるために廃業の届出をしてから5年を経過しない者
請負契約に関し不誠実な行為をしたこと等により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
禁固以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事に関する法令のうちで定めるもの、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法等の一定の罪を犯し罰金刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 |

許可の申請手続き

申請から許可にいたるまでの手続は、次のとおりです。



1 申請手数料

許可の申請に当たっては、下表の申請手数料がかかります。大臣許可と知事許可で納入方法が異なりますのでご注意ください。なお、申請する業種の数はいくつであっても、手数料は変わりません。

(1) 知事許可の場合

申請区分	許可手数料	納入方法
新規 許可換え新規 一般・特新規等	9万円	茨城県収入証紙を許可申請書の所定の欄に貼付する。
業種追加	5万円	
更新	5万円	

(2) 大臣許可の場合

申請区分	登録免許税	許可手数料	納入方法
新規 許可換え新規 般・特新規	15万円	-	銀行・郵便局等を通して浦和税務署あて納付する 領収書を許可申請書の所定の欄（収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄）に貼る
業種追加	-	5万円	収入印紙を許可申請書の所定の欄に貼る
更新	-	5万円	

知事・大臣許可ともに、申請手数料は、一般建設業許可、特定建設業許可別に、それぞれについてかかります。

2 申請区分

申請区分は、下表のとおりにわかれます。

表1-6 【申請区分】

申請区分	申請内容	手数料
1 新規	これまで許可を受けたことのない者が申請する場合 許可を受けていた者が、許可の更新を受けず許可が無い状態になった後、1年以内に再び申請する場合（変更届出を怠らなかった者に限る）（新規扱い） 個人で許可を受けていた者が、法人を設立した後、個人営業を廃業して法人で申請する場合（許可を受けていた者が変更届出を怠らなかった場合に限る）（法人成り） 許可を受けていた者から営業を継承して申請する場合（許可を受けていた者が変更届出を怠らなかった場合に限る）（事業継承） 特定建設業許可のみを受けた者が、許可を受けている建設業全部について一般建設業の許可を申請する場合 ～ の場合、従前と同一の番号を付与する。	9万円 (般/特各々)
2 許可換え新規	茨城県知事以外の行政庁から許可を受けていた者が、営業所移転等によって新たに茨城県知事許可を申請する場合	9万円 (般/特各々)
3 般・特新規	一般建設業許可を受けているものが、新たに特定建設業許可を申請する場合 特定建設業許可を受けている者が、新たに一般建設業許可を申請する場合	9万円
4 業種追加	現在許可を受けている者が、一般又は特定の同じ区分で、許可と異なる業種について申請する場合	5万円 (般/特各々)
5 更新	現在受けている許可をそのままの状態継続して申請する場合 許可年月日が複数個ある場合において、それを一本化して申請する場合を含む	5万円 (般/特各々)
6 般・特新規 + 業種追加	申請区分3と申請区分4を同時に申請する場合	9万円(般/特各々) + 5万円(般/特各々)
7 般・特新規 + 更新	申請区分3と申請区分5を同時に申請する場合	6に同じ
8 業種追加 + 更新	申請区分4と申請区分5を同時に申請する場合	5万円(般/特各々) + 5万円(般/特各々)
9 般・特新規 + 業種追加 + 更新	申請区分3・申請区分4・申請区分5を同時に申請する場合	9万円(般/特各々) + 5万円(般/特各々) + 5万円(般/特各々)

* 5, 7, 8, 9の申請については、次の期日までに行ってください。

知事許可：許可の有効期間が満了する日の30日前まで

大臣許可：許可の有効期間が満了する日の6ヶ月前まで

3 標準処理期間

審査が終了すると許可になります。許可になるまでの期間は以下のとおりです。

知事許可：各土木事務所で申請書を受理してからおおむね30日程度

大臣許可：各土木事務所で申請書を受理してからおおむね120日程度

この期間は適正な申請を前提としており、形式上の不備等の是正等の補正に要する期間、申請者に必要な資料の提出等を求めているから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含みません。

4 許可申請書の販売先

(社)茨城県建設業協会各支部にて販売しております。

また、以下のURLからダウンロードすることができます。

- ・申請・届出様式ダウンロードサービス <http://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/s08.htm>
- ・監理課建設業担当ホームページ
http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class01/kensetsugyo_main.htm

表1-7 【(社)茨城県建設業協会各支部の一覧表】

支部名	郵便番号	所在地	電話	FAX
水戸	310-0062	水戸市大町3-1-22	029-221-5126	029-231-1498
太田	313-0013	常陸太田市山下町1252-3	0294-72-2964	0294-72-6499
常陸大宮	319-2255	常陸大宮市野中町3120-17	0295-52-0543	0295-53-1549
大子	319-3500	久慈郡大子町泉町770-4	0295-72-0442	0295-72-1245
高萩	318-0003	高萩市下手綱1458-4	0293-22-3705	0293-23-4266
鉾田	311-1504	鉾田市安房1653	0291-32-2473	0291-33-6497
潮来	314-0012	鹿嶋市大字平井1228-26	0299-82-1959	0299-83-0766
竜ヶ崎	301-0005	龍ヶ崎市川原代町6182	0297-64-2251	0297-64-0439
土浦	300-0815	土浦市中高津3-11-22	0298-21-6514	0298-23-5034
筑西	308-0841	筑西市二木成稻荷塚806-2	0296-22-2538	0296-25-0069
常総	300-2706	常総市新石下1304	0297-42-2203	0297-42-4579
境	306-0431	猿島郡境町西泉田1326-2	0280-87-0614	0280-86-7479

5 許可申請書の提出先・提出部数

(1) 提出先

申請書類は、主たる営業所を管轄する土木事務所(次頁表1-8【建設業許可に関する書類の提出先及び問い合わせ先】参照)の総務課に提出してください。

大臣許可申請の場合、法定書類のみ土木事務所に提出していただきます。確認資料は、関東地方整備局に直接郵送してください(詳細については35頁~41頁参照)。

申請書の作成に当たってはこの手引きの42頁以降の記載方法を参照してください。

表 1 - 8 【建設業許可に関する書類の提出先及び問い合わせ先】

土木事務所等名称	所在地	管轄地域
水戸土木事務所	水戸市柵町 1-3-1 029-225-1316	水戸市, 笠間市, 小美玉市, 東茨城郡
常陸大宮土木事務所	常陸大宮市野中町 3083-2 0295-52-3151	日立市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, ひたちなか市, 常陸大宮市, 那珂市, 那珂郡, 久慈郡
潮来土木事務所	潮来市潮来 1086-1 0299-62-3724	鹿嶋市, 潮来市, 神栖市, 行方市, 銚田市
土浦土木事務所	土浦市中高津 3-11-5 029-822-4340	土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, つくば市, 守谷市, かすみがうら市, 稲敷市, つくばみらい市, 稲敷郡, 北相馬郡
筑西土木事務所	筑西市二木成 615 0296-24-9252	古河市, 結城市, 下妻市, 常総市, 筑西市, 坂東市, 桜川市, 結城郡, 猿島郡
茨城県土木部監理課	水戸市笠原町 978-6 029-301-4334	
国土交通省関東地方整備局 建政部建設産業第一課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館 048-601-3151	

(2) 提出部数

イ 知事許可の場合

3部(正本1部, 写し2部)

法定書類・添付資料は別々に綴じてください。

法定書類は左側を紐で綴じてください。

43頁の2(7)を参照してください

ロ 大臣許可の場合

正本1部 + 写し3部(県提出分(2部)及び本社控え) + 写し(従たる営業所のある都道府県の数)

6 許可の取下げ

許可申請した者が, 都合によりその申請を取下げようとする場合は, 「建設業の許可申請の取下げ願」を提出してください。

大臣許可の新規申請を取下げる場合は, 「建設業の許可申請の取下げ願」及び「登録免許税の還付願」を合わせて提出してください。作成に当たっては34頁の作成例を参考にしてください。

7 許可通知書の交付

知事許可: 「許可通知書」は, 申請した土木事務所の窓口で交付いたします。

大臣許可: 「許可通知書」は, 関東地方整備局から申請者あて直接郵送されます。

許可通知書の見方については, 33頁を参考にしてください。

8 許可の有効期間

許可の有効期間は、許可のあった日から5年間です。許可のあった日から5年目の許可があった日に対応する日の前日をもって満了します。許可の有効期間の末日が日曜日等の休日であってもその日をもって満了しますので注意してください。

< 許可の有効期間の調整（一本化）について >

既に許可を受けたあとに業種追加，般・特新規により新たに許可を取得した場合，それぞれ許可年月日，許可の有効期間が異なるものとなります。

この場合，一方の許可の申請に併せて，他方の許可の許可日を一本化することができます。

・ 許可の更新時における有効期間の調整

有効期間を迎えた許可を更新する際に，まだ有効期間が残っている他のすべての建設業の許可についても同時に申請を行ったものとし，許可年月日を1本とすることができます。

なお，一般建設業・特定建設業それぞれ許可を有している場合は，いずれか一方のみの一本化はできず，一般・特定全ての許可業種の許可日を一本化することになります（手数料は5万円（般/特各々）となります）。

・ 業種追加，般特新規における有効期間の調整

業種追加，般特新規の申請をする際に，有効期間が残っている許可を同時に更新の申請をし，許可年月日を1本とすることができます。

9 申請書類

(1) 許可申請書(法定書類)一覧

許可の申請書(法定書類)は下表のとおりです。

表1-9 【許可申請書(法定書類)一覧】

様式番号	提出書類	必要書類									摘要
		新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規+業種追加	般特新規+更新	業種追加+更新	般特新規+業種追加+更新	
第1号	建設業許可申請書										: 必要 法 : 法人の場合必要 個 : 個人の場合必要 : 変更がなければ省略可能 空欄 : 省略可能 1 : 更新にかかる業種については省略可能 2 : 一般建設業許可のみを受けている者が特定建設業許可を申請する場合は必要
別紙1	役員の一覧表	法	法	法	法	法	法	法	法	法	
別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)										従たる営業所がない場合も添付
別紙2(2)	営業所一覧表(更新)										従たる営業所がない場合も添付
別紙3	収入印紙, 証紙等貼付欄										
第2号	工事経歴書							1	1	1	申請する業種ごとに作成し, 実績がなくても添付
第3号	直前3年分の各事業年度における工事施工金額										
第4号	使用人数										
第6号	誓約書										
	成年被後見人, 被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書										23頁 表1-11参照
	成年被後見人, 被保佐人又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書										23頁 表1-11参照
第7号	経営業務の管理責任者証明書										証明者別に作成
第8号(1)	専任技術者証明書(新規・変更)										
第8号(2)	専任技術者証明書(更新)										
	卒業証明書										必要なものを添付する (23頁 表1-12参照)
	技術検定合格証等の資格証明書										
第9号	実務経験証明書							1	1	1	
第10号	指導監督の実務経験証明書										
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表										
第11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表				2			2	2	2	該当者がいない場合も添付
第12号	許可申請者の略歴書										
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書										
	定款	法	法								
第14号	株主(出資者)調書	法	法								
第15号	貸借対照表										
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	法	法								
第17号	株主資本変動計算書										
第17号の2	注記表										
第17号の3	附属明細書	法	法								(注1)
第18号	貸借対照表										
第19号	損益計算書(個人用)	個	個								
	登記事項証明書	法	法								商業登記がなされている場合は個人も添付
第20号	営業の沿革										
第20号の2	所属建設業団体										
	納税証明書(注2)										
第20号の3	主要取引金融機関名										
第22号の4	廃業届										17頁 申請区分1の ~ の場合添付

(注1) 資本の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社(特例有限会社を除く)の場合

(注2) 知事許可の場合は事業税の納税証明書を, 大臣許可の場合は法人税(法人)又は所得税(個人事業主)の納税証明書を添付。

(2) 添付資料

茨城県知事許可の申請をする場合、次の資料を必要により準備し、添付してください。

表1-10 【経営業務の管理責任者に関する確認資料】

確認項目	添付書類	備考
法人の役員としての経験(5年又は7年)	履歴事項全部証明書又は商業登記簿の役員欄及び目的欄の閉鎖登記簿、(必要年数分) 申請する業種にかかる工事請負契約書、注文書の写し(必要年数分)	現在の登記事項証明書で必要年数(5年又は7年)の在任期間が確認できない場合
個人事業主としての経験(5年又は7年)	個人事業主の期間の所得税確定申告書の写し又は市町村長発行の所得証明書(必要年数分) 申請する業種にかかる工事請負契約書、注文書の写し(必要年数分)	
令第3条の使用人としての経験	許可行政庁へ提出した建設業の許可申請書の控え又は変更届の写し 使用人が営業所の名義人となっている工事請負契約書、注文書の写し(必要年数分)	
経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって経営業務補佐経験(7年)	法人の役員に次ぐ地位 経営業務の執行に関し役員に準ずる権限を有することが確認できる資料(組織図、業務分掌規程等)	
	7年間における工事請負契約その他経営業務に関する決裁書、稟議書等の写し	
	個人事業主に次ぐ地位 事業主の所得税確定申告書の写し(7年分)	補佐経験者が専従者として記載されているか、常勤職員として給与を支払われていることが明記されていること
	補佐経験者の一人別源泉徴収簿(7年分)	補佐経験者と事業主が別居している場合添付する
	補佐経験者の戸籍抄本又は住民票謄本	
事業主の許可通知書の写し		
許可申請者の許可申請業種にかかる事業主の工事請負契約書、注文書の写し(7年分)		事業継承の場合は不要
常勤性	健康保険被保険者証の写し又は標準報酬決定通知書の写し	社会保険加入業者の場合
	住民税特別徴収税額通知書の写し 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し 一人別源泉徴収簿の写し及び所得税領収済通知書	
	70歳以上の場合(注1) 厚生年金保険70歳以上被用者該当届の写し 厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届の写し	社会保険未加入業者又は常時5人未満の従業員を使用する個人事業主の場合いずれか。
	75歳以上の場合 後期高齢者医療制度による保険証の写し 一人別源泉徴収簿の写し	
	常勤の確約書	新規雇用の場合のみ

社会保険加入事業所であるにもかかわらず、申請の経営業務の管理責任者が未加入である場合は常勤性が確認できないので、常勤とみなすことはできません。

個人事業主と役員経験等を合算する場合は、それぞれの期間について確認資料が必要です。

契約書等の写しは1年につき1件以上を目安に添付してください。

(注1) 厚生年金保険の適用事務所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般従業員の概ね4分の3以上あり、過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者。

表1-11 【許可申請者（個人事業主は本人及び支配人，法人は監査役を除く役員全員）及び令第3条に規定する
 使用人（営業所長），経營業務の管理責任者の欠格条件に関する確認資料】

確認項目	添付書類	備考
欠格基準	法務局及び地方法務局（茨城県の場合は水戸地方法務局）にて受けられる成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書
	成年被後見人又は被保佐人とみなされるものに該当せず，また，破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村（本籍地）の長の証明書	民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項又は第2項の規定による証明書，いわゆる身分証明書） 外国籍の方は，添付不要です。

表1-12 【技術者の資格に関する確認資料】

	確認項目		添付書類
	条文	内 容	
一般建設業	第7条第2号イ	指定学科卒業 ¹ + 実務経験	卒業証明書（原本） 実務経験証明書（様式第9号）（5年又は3年）
	第7条第2号ロ	10年間の実務経験	実務経験証明書（様式第9号）（10年）
	第7条第2号ハ	国家資格等	資格を証する書類（合格証明書，免許証，免状，登録証）の写し 次の資格を有する者は，実務経験証明書（様式第9号）も添付する。 ・ 職業能力開発促進法の2級技能検定合格者（3年，ただし平成15年度以前に合格した者は1年） ・ 第2種電気工事士（3年） ・ 電気工事主任技術者（3年） ・ 電気主任技術者（第1種～第3種）（5年） ・ 電気通信主任技術者（5年） ・ 給水装置工事主任技術者（1年） ・ 登録地すべり防止工事試験に合格した者（1年） ・ 登録計装試験に合格した者（1年） ・ 建築士法第20条第3項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者（1年） ・ 旧実業学校卒業程度検定規定による検定合格者（5年） ・ 旧専門学校卒業程度検定規定による検定合格者（3年）
		複数業種について一定期間以上の実務経験を有する場合	実務経験証明書（様式第9号） それぞれの業種について作成すること
特定建設業	第15条第2号イ	国家資格等	資格を証する書類（合格証明書，免許証，免状，登録証）
	第15条第2号ロ	指定学科卒業 ¹ + 実務経験（第7条第2号イ） + 指導監督の実務経験	卒業証明書（原本） 実務経験証明書（様式第9号） 指導監督の実務経験証明書（様式第10号）
		10年間の実務経験（第7条第2号ロ） + 指導監督の実務経験	実務経験証明書（様式第9号） 指導監督の実務経験証明書（様式第10号）
		国家資格等（第7条第2号ハ） + 指導監督の実務経験	資格を証する書類 指導監督の実務経験証明書（様式第10号）
	第15条第2号ハ	大臣認定（指定建設業 ² ） （15条第2号イと同等）	大臣の認定証（有効期間内のもの）
大臣認定（指定建設業以外） （15条第2号ロと同等）		大臣の認定証（有効期間内のもの）	

1 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、国土交通省令で定める学科を修めて高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上実務の経験を有する者、又は同様に大学を卒業した後3年以上実務の経験を有する者。指定学科については12頁の表1-4【指定学科】を参照してください。

2 指定建設業とは、土木、建築、電気、管、鋼構造物、ほ装、造園の7業種をいいます。

表 1 - 1 3 【専任技術者の常勤性に関する確認資料】

確認項目	添付書類	備考
常勤性	健康保険被保険者証の写し又は標準報酬決定通知書の写し	社会保険加入業者の場合
	住民税特別徴収税額通知書の写し 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し 一人別源泉徴収簿の写し及び所得税領収済通知書	社会保険未加入業者又は常時5人未満の従業員を使用する個人事業主の場合いずれか
	70歳以上の場合 厚生年金保険70歳以上被用者該当届の写し 厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届の写し	
	75歳以上の場合 後期高齢者医療制度による保険証の写し 一人別源泉徴収簿の写し	
常勤の確約書	新規雇用の場合のみ	

表 1 - 1 4 【国家資格者・監理技術者に関する確認資料】

確認項目	添付書類	備考
資格	有資格者証，卒業証明書，指導監督の実務経験証明書，監理技術者資格者証等資格の確認ができる資料	表 1 - 1 2 (2 3 頁) の区分にしたがい提出する。
常勤性	健康保険被保険者証の写し又は標準報酬決定通知書の写し	社会保険加入業者の場合
	住民税特別徴収税額通知書の写し 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し 一人別源泉徴収簿の写し及び所得税領収済通知書	社会保険未加入業者又は常時5人未満の従業員を使用する個人事業主の場合，いずれか
	70歳以上の場合 厚生年金保険70歳以上被用者該当届の写し 厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届の写し	
	75歳以上の場合 後期高齢者医療制度による保険証の写し 一人別源泉徴収簿の写し	
常勤の確約書	新規雇用の場合のみ	

表 1 - 1 5 【令第3条に規定する使用人に関する確認資料】

確認項目	添付書類	備考
欠格要件	成年被後見人，被保佐人又は破産者で復権を得ない者に該当しない証明書	新任者の場合 (2 3 頁 表 1 - 1 1)
常勤性	営業所長の健康保険被保険者証の写し又は標準報酬決定通知書の写し等	社会保険加入業者の場合
	住民税特別徴収税額通知書の写し 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し 一人別源泉徴収簿の写し及び所得税領収済通知書	社会保険未加入業者の場合
	70歳以上の場合 厚生年金保険70歳以上被用者該当届の写し 厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届の写し	
	75歳以上の場合 後期高齢者医療制度による保険証の写し 一人別源泉徴収簿の写し	
権限	営業所長の業務権限を明記した委任状又は社内規則の写し	

表 1 - 1 6 【財産的基礎に関する確認資料】

確認項目	添付書類	備考
財産的基礎	取引金融機関の預金残高証明書等 (申請日から1ヶ月以内に発行されたもの)	直前の決算の自己資本額が500万円未満の場合添付する

表 1 - 17 【営業所に関する確認資料】

営業所の確認資料は、茨城県内に2つ以上の営業所が置かれている場合、本店(主たる営業所)以外の営業所について、次の書類を提出してください。

確認項目	添付書類	備考
営業所の所在確認	固定資産税納税通知書又は建物の登記簿謄本の写し	・ 建物が自社所有の場合 ・ 固定資産税納税通知書は明細を添付する
	建物の賃借契約書の写し	・ 建物が賃借の場合
	営業所の写真(各一枚) ・ 看板を入れた営業所全景 ・ 営業所内部(主な執務室の状況を確認できる程度のもの)	営業所新設の場合に添付する
営業所の活動状況	営業所長名で締結された請負契約書等の写し	契約がない場合は、その理由書を提出(メモ書きで可)
令第3条に規定する使用人の確認	表1-15にしたがい確認資料を添付する。	
専任技術者の確認	表1-12, 表1-13にしたがい確認資料を添付する。	

表 1 - 18 【その他の書類】

添付書類	備考
廃業届(様式第22号の4)	法人成り, 事業承継の申請の場合
許可通知書	新規扱い, 法人成り, 事業承継の申請の場合

申請内容に疑義がある場合, ここにある以外の書類の提出を求める場合があります。

10 各種証明書取扱い窓口

(1) 成年被後見人, 被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

法務局等名称	所在地	備考
水戸地方法務局	水戸市北見町 1-1 029-227-9911	県内では, 水戸地方法務局でのみ取り扱っております。 支所, 出張所では取り扱っておりません。
東京法務局 民事行政部後見登録課	〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎 03-5213-1234	東京法務局では, 郵送による申請も取り扱っております。

(2) 市町村の長が発行する身分証明書

身分証明書(成年被後見人, 被保佐人又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書)については, 該当者(個人事業主, 法人の役員等)の本籍地の市町村の窓口でのみ取り扱っております。申請方法については, 各市町村の窓口まで, お問い合わせください。

外国籍の方は, 身分証明書は不要です

(3) 法人の登記事項証明書

法人の登記事項証明については, 各地方法務局(支所, 出張所含む)で取り扱っております。

オンライン化されていない登記簿等については, 営業所を管轄している地方法務局(支所, 出張所含む)でのみ取り扱っております。

(4) 納税証明書

納税証明書は営業所所在地を管轄する県税事務所（支所）、税務署で発行しております。

イ 知事許可の場合（個人事業税・法人事業税・法人県民税）

県税事務所等名称	所在地	管轄地域
水戸県税事務所	水戸市柵町 1-3-1 029-221-6670	水戸市，笠間市，小美玉市，東茨城郡
常陸太田県税事務所	常陸太田市山下町 4119 0294-80-3313	常陸太田市，ひたちなか市， 常陸大宮市，那珂市，那珂郡，久慈郡
高萩支所	高萩市春日町 3-1 0293-22-2221	日立市，高萩市，北茨城市
行方県税事務所	行方市麻生 1700-6 0299-72-0041	鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市， 銚田市
土浦県税事務所	土浦市真鍋 5-17-26 029-822-7203	土浦市，石岡市，つくば市， かすみがうら市，つくばみらい市
稲敷支所	稲敷市江戸崎甲 541 029-892-6746	龍ヶ崎市，取手市，牛久市，守谷市， 稲敷市，稲敷郡，北相馬郡
筑西県税事務所	筑西市二本成 615 0296-24-9184	結城市，下妻市，常総市，筑西市， 桜川市，結城郡
境支所	猿島郡境町長井戸 320 0280-87-1120	古河市，坂東市，猿島郡

ロ 大臣許可の場合（所得税・法人税）

税務署名称	所在地	管轄地域
潮来税務署	潮来市小泉南 1358 番地 0299-66-6931	鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市， 銚田市
太田税務署	常陸太田市金井町 3662 番地 0294-72-2171	常陸太田市，ひたちなか市， 常陸大宮市，那珂市，那珂郡，久慈郡
古河税務署	古河市北町 5 番 2 号 0280-32-4161	古河市，坂東市，猿島郡
下館税務署	筑西市丙 116 番地 16 0296-24-2121	結城市，下妻市，常総市，筑西市， 桜川市，結城郡
土浦税務署	土浦市城北町 4 番 15 号 029-822-1100	土浦市，石岡市，つくば市， かすみがうら市，つくばみらい市
日立税務署	日立市若葉町 2 丁目 1 番 8 号 0294-21-6346	日立市，高萩市，北茨城市
水戸税務署	水戸市北見町 1 番 17 号 029-231-4211	水戸市，笠間市，小美玉市，東茨城郡
竜ヶ崎税務署	龍ヶ崎市川原代町 1182 番地の 5 0297-66-1303	龍ヶ崎市，取手市，牛久市，守谷市， 稲敷市，稲敷郡，北相馬郡

11 許可を受けたあとの届出等

(1) 許可の更新等

許可の有効期間は，許可のあった日から 5 年間です。継続して建設業を営もうとする場合，更新の申請をする必要があります。更新の申請をせずに許可満了日を過ぎた場合，再度新規で許可申請することになりますのでご注意ください。更新の申請は次の期日までに行ってください。

知事許可：許可の有効期間が満了する日の 30 日前まで

大臣許可：許可の有効期間が満了する日の 6 ヶ月前まで

許可を受けた後，営業所の新設，廃止，所在地の変更等により，許可行政庁を異にすることとなった場合は，新たな許可行政庁から新たな建設業の許可を受けることが必要になります（許可換え）。この場合，従前に受けていた建設業の許可の効力は新たな許可を受けたときに失われます。

< 許可換えが必要となる場合 >

国土交通大臣許可を受けた者がひとつの都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなったとき	大臣許可 知事許可
A県知事の許可を受けた者が、その都道府県の区域内のすべての営業所を廃止して、B県の区域内に営業所を設置することとなったとき	A県知事許可 B県知事許可
知事許可を受けた者が、他の都道府県の区域内に建設業法上の営業所を有することとなったとき	知事許可 大臣許可

(2) 変更等の届出

許可を受けたあと、表1-19【許可を受けた後の届出等】(28, 29頁)に掲げる事項に該当するに至った場合には、同表に掲げる区分に従って必要な書類を添付した変更届を提出してください。

(3) 廃業等の届出

下表に掲げる事項のいずれかに該当するに至った場合は、30日以内に廃業届を提出してください。

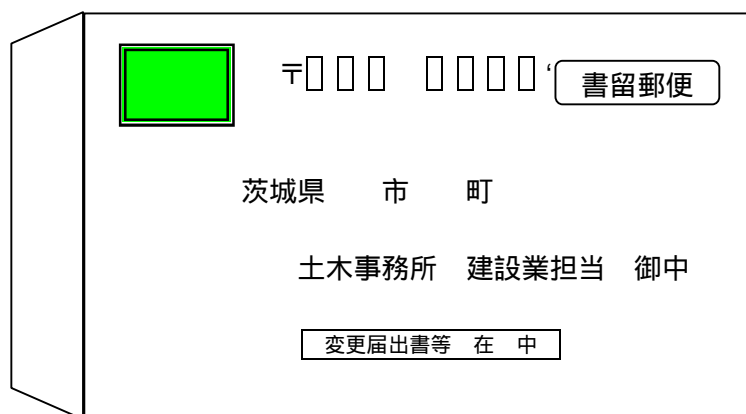
廃業等の届出事項	届出をすべき者
1 許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	その相続人
2 法人が合併により消滅したとき	その役員であった者
3 法人が破産手続き開始の決定により解散したとき	その破産管財人
4 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき	その清算人
5 許可を受けた建設業を廃止したとき 建設業を廃業する場合 建設業を営む個人事業主が法人を設立して、継続して建設業を営む場合(法人成り)	法人であるときはその役員 個人であるときはその者
6 特定建設業を廃業し、一般建設業に許可の区分を変更するとき	申請者 一般建設業の新規許可申請と同時に提出すること

(4) 変更届及び廃業届の提出方法

変更等の届出のうち、表1-19【許可を受けた後の届出等】(28, 29頁)で郵送を「可」としているもの、及び廃業等の届出(一部廃業を除く)は郵送による提出も受け付けています。未達等のトラブルを防止するため、書留郵便で主たる営業所を管轄する土木事務所あて送付してください。

なお、郵送の際は、送付表(同封の提出書類、確認資料の一覧を記載したもの)及び返信用封筒(切手を貼付)を同封のうえ送付願います。

封筒記載例(送付用)



封筒は任意(会社の封筒可)のものとし、タテ書き・ヨコ書きは自由です。
表面又は裏面に申請者又は届出者の住所・商号又は名称を記載してください。

表1-19 【許可を受けた後の届出等】

事実発生から2週間以内に届出を行う必要があるもの

届出事項		提出書類	備考	郵送
経営業務の管理責任者	経営業務の管理責任者を変更したとき	経営業務の管理責任者証明書 (様式第7号)	必要により(22頁表1-10)(23頁表1-11)の確認資料を添付する	
	経営業務の管理責任者の氏名が、婚姻等により変更になったとき	経営業務の管理責任者証明書 (様式第7号) 戸籍抄本又は住民票の抄本		可
	経営業務の管理責任者の基準を満たさなくなったとき	届出書(様式第22号の3)		
専任技術者	営業所の専任技術者を変更したとき	専任技術者証明書(新規・変更) (様式第8号(1)) 保有資格を証明する書類 ・技術検定合格証明書等資格証明書 ・実務経験証明書(様式第9号) ・卒業証明書 ・指導監督の実務経験証明書 (様式第10号)	・保有資格を証明する書類は、資格の証明に必要なものを提出する(23頁表1-12) ・新たに専任技術者となる者の常勤性確認資料(24頁表1-13)を添付する	
	営業所の専任技術者の氏名が、婚姻等により変更になったとき	専任技術者証明書(新規・変更) (様式第8号(1)) 戸籍抄本又は住民票の抄本		可
	営業所の専任技術者の基準を満たさなくなったとき	届出書(様式第22号の3)		
新たに令第3条に規定する使用人を置いたとき		変更届出書(様式第22号の2) 誓約書(様式第6号) 略歴書(様式第13号)	(24頁表1-15)の確認資料を添付する	可
欠格要件(法第8条第1号及び第7号から第11号)のいずれかに該当するに至ったとき		届出書(様式第22号の3)		

事実発生から30日以内に届出を行う必要があるもの

届出事項		提出書類	備考	郵送
商号又は名称を変更したとき		変更届出書(様式第22号の2) 登記事項証明書		可
既存の営業所について、 ・ その名称 ・ 所在地 ・ 営業所において営業を行う建設業の種類 のいずれかを変更したとき		変更届出書(様式第22号の2) 登記事項証明書		可
資本金額(又は出資金額)に変更があったとき		変更届出書(様式第22号の2) 登記事項証明書 株主調書(様式第14号)		可
役員、個人事業主又は支配人の氏名に変更があったとき		変更届出書(様式第22号の2) 登記事項証明書 許可申請書(様式第1号)の別紙1	別紙1は、法人の場合添付する	可
新たに役員、支配人となった者があるとき		変更届出書(様式第22号の2) 誓約書(様式第6号) 略歴書(様式第12号) 登記事項証明書 許可申請書(様式第1号)の別紙1	・当該新任者について(23頁表1-11)の確認資料を添付する ・別紙1は、法人の場合添付する	可

営業所を新設したとき	変更届出書（様式第 22 号の 2） 当該営業所の代表者に関する書類 ・誓約書（様式第 6 号） ・令第 3 条に規定する使用人の一覧表（様式第 11 号） ・略歴書（様式第 13 号） 当該営業所の専任技術者に関する書類 ・専任技術者証明書（新規・変更）様式第 8 号(1) ・技術検定合格証明書等の資格証明書、実務経験証明書（様式第 9 号）、指導監督的実務経験証明書（様式第 10 号）、卒業証明書等、保有資格等を証する書類 登記事項証明書	・専任技術者の保有資格等を証する書類は、必要な書類のみを提出する（23 頁 表 1 - 12） ・専任技術者の常勤性確認資料（24 頁 表 1 - 13）を添付する ・営業所に関する確認資料（25 頁 表 1 - 17）を提出する	
------------	---	---	--

：必ず提出 ：必要により提出

事業年度が終了するごとに届出を行う必要があるもの（事業年度経過後 4 ヶ月以内に届出）

提出書類	株 式 会 社		その 他 の 法 人	個 人 事 業 主	備 考	郵 送
		特例有限会社				
変更届出書（別紙 8）						
工事経歴書(様式第 2 号)						
直前 3 年の各事業年度における 工事施工金額(様式第 3 号)						
貸借対照表 (様式第 15 号又は第 18 号)					法人は様式第 15 号，個人は様式第 18 号を使用すること	
損益計算書 (様式第 16 号又は第 19 号)					法人は様式第 16 号，個人は第 19 号を使用すること	
株主資本等変動計算書 (様式第 17 号)					法人のみ	
注記表(様式第 17 号の 2)					法人のみ	
事業報告書					様式は任意 株式会社（特例有限会社を除く）のみ作成すること	
附属明細書 (様式第 17 号の 3)					株式会社のうち，以下のいずれかに該当する場合のみ提出 ・資本金の額が 1 億円超であるもの ・最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上であるもの	可
納税証明書					原本を提出する。課税がない場合も提出する。 大臣許可：法人税又は所得税に係る納税証明書 知事許可：事業税に係る納税証明書	
使用人数（様式第 4 号）						
令第 3 条に規定する使用人の一 覧表（様式第 11 号）						
国家資格者等・監理技術者一 覧表（様式第 11 号の 2）					新たに技術者を追加する場合は，常勤性確認資料，資格者証等を提出すること（24 頁 表 1 - 14）	
定款						

：必ず提出 ：必要な場合に提出 ：変更があった場合に提出

(5) 建設業の許可票の掲示について

建設業の許可を受けた者は、その店舗及び建設工事の現場毎に、公衆の見やすい場所に次に示す標識を掲げなければなりません。(建設業法第40条)

< 建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合 >

35 cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許 可 番 号	許可年月日
			国土交通大臣 許可()第 号 知事	
			国土交通大臣 許可()第 号 知事	
			国土交通大臣 許可()第 号 知事	
	この店舗で営業 している建設業			
	40cm以上			

記載要領 「国土交通大臣
知事」については、不要のものを消すこと。

< 建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合 >

40 cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の 氏名	専任の有無		
		資格名	資格者証 交付番号	
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事 許可()第 号		
許可年月日				
40cm 以上				

記載要領

1. 「主任技術者の氏名」欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
2. 「専任の有無」欄は、法第26条第3号の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
3. 「資格名」欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号八又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
4. 「資格者証交付番号」欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
5. 「許可を受けた建設業」欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
6. 「国土交通大臣」「知事」については、不要のものを消すこと。

(6) 許可申請書の閲覧

建設業法第13条により、建設業者の許可申請書類等は閲覧に供されることとなっており、茨城県では、下記のとおり閲覧所を設けております。

建設業者閲覧規程に基づき、現在有効な建設業許可を受けている建設業者の許可申請書等の閲覧ができます。なお、閲覧手数料は無料です。

イ 閲覧場所 水戸市笠原町978-6 (行政棟19階南)

茨城県土木部監理課 閲覧コーナー

ロ 閲覧時間 水曜日を除く平日(閉庁日、祝日を除く)

午前9時から午前12時まで 午後1時から午後4時まで

(7) 建設業許可証明

茨城県知事許可業者の建設業許可証明は、土木部監理課、又は最寄りの土木事務所(水戸、常陸大宮、潮来、土浦、筑西)の総務課建設業担当に申請してください。

イ 証明手数料 1通につき400円(現金で納めてください)

ロ 持参するもの 許可申請書に押印した印鑑(法人の場合は代表者印)

申請書に押印した印鑑でないと証明書は発行できませんのでご注意ください(代理人の場合は委任状を持参してください)

許可通知書の見方

監 第 123 号
平成20年 5月10日

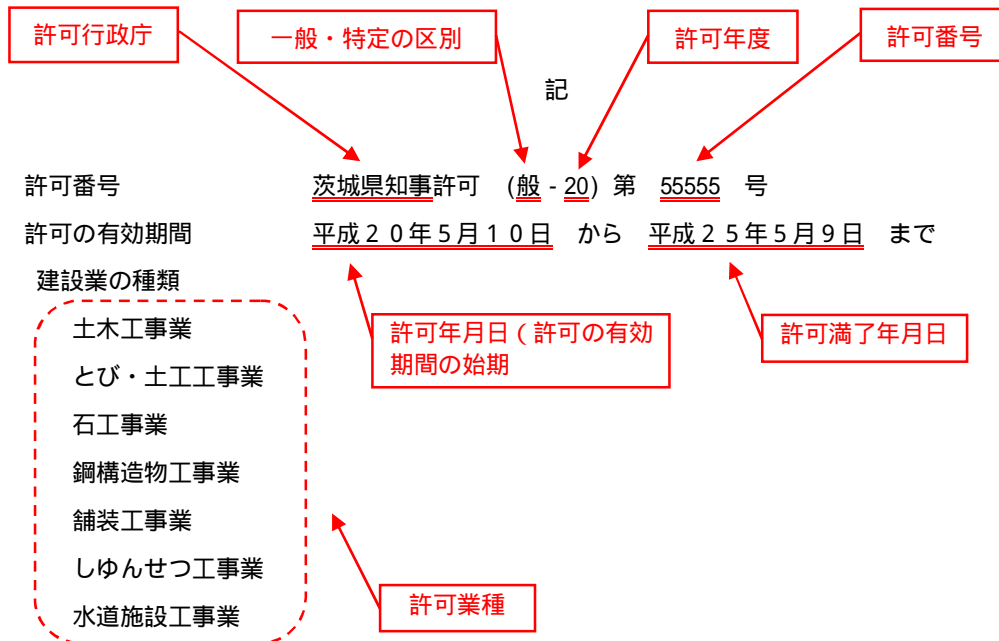
水戸市笠原町978-6
茨城建設(株) 殿

許可通知書の発行日
(許可年月日ではない)

茨城県知事 橋本 昌 印

一般建設業の許可について(通知)

平成20年 4月 1日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。



注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限; 平成25年4月9日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)

許可の取下げ願（作成例）

平成 年 月 日

国土交通省関東地方整備局長
茨城県知事 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

一般
特定 建設業の許可申請の取下げ願

平成 年 月 日付けで一般
特定 建設業の許可申請をしましたが、下記の理由によ
り許可の取下げを致します。

記

取下げ理由

34

登録免許税の還付願（作成例）

平成 年 月 日

国土交通省関東地方整備局
建政部建設産業第一課長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

登録免許税の還付願

平成 年 月 日付けで一般
特定 建設業の許可申請をしましたが、却下された
の

下記により登録免許税の還付を請求いたします。

記

- 1 納付額
- 2 却下
取下 年月日
- 3 最寄郵便局の名称及び所在地

12 国土交通大臣許可業者における建設業許可について

(1) 確認資料の提出について

従前の許可申請書及び営業所の新設に係る変更届出書に加え、経營業務の管理責任者証明書及び専任技術者証明書の変更に係るものについても確認資料の提出が必要となります。

(2) 許可申請書・変更届(法定書類)の提出方法について

許可申請書、変更届出書その他法令で定められている提出書類(法定書類)は、主たる営業所の存する土木事務所窓口を持参してください。

(3) 確認資料(裏付資料)の提出方法について

県に申請後、1週間以内に確認資料(法定書類以外の書類)を、関東地方整備局建政部建設産業第一課あて別紙「建設業許可申請に係る確認資料の送付について」を添付して送付又は持参してください。

ア) 確認資料とは

確認資料とは、建設業許可申請書、変更届出書その他法令で定められている提出書類(法定書類)とは別に、その申請等の内容を関東地方整備局が審査するために必要な資料のことです。資料の返却は原則として行っていません。

イ) 提出が必要な場合

許可申請書(新規, 許可換え新規, 般・特新規, 業種追加, 更新), 経營業務の管理責任者証明書, 専任技術者証明書及び変更届出書(「営業所の新設」に限る)の提出を行った際、その確認資料の提出が必要となります。なお、その他の変更届出書の提出の際は、確認資料の提出は不要です。

ウ) 提出方法

許可申請書, 経營業務の管理責任者証明書, 専任技術者証明書又は変更届出書(「営業所の新設」に限る)に係る確認資料は、直接「関東地方整備局建政部建設産業第一課建設業係」あてに送付又は持参してください。その際に許可申請書, 経營業務の管理責任者証明書, 専任技術者証明書又は変更届出書の控をコピー(それぞれ第1面のみ)して同封してください。

(確認資料の提出先) 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係 あて
TEL 048-600-1906

エ) 提出資料(全てコピーを提出)

許可申請書(更新)の場合

(ア)「経營業務の管理責任者」の確認資料 ……後述

(イ)「専任技術者」の確認資料 ……後述

(ウ)「令第3条に規定する使用人」の確認資料 ……後述

(エ) 営業所の確認資料 ……後述

許可申請書(新規, 許可換え新規, 般・特新規, 業種追加)の場合

(ア)「経營業務の管理責任者」の確認資料 ……後述

(イ)「専任技術者」の確認資料 ……後述

(ウ)「令第3条に規定する使用人」の確認資料 ……後述

(エ) 営業所の確認資料 ……後述

変更届出書(「営業所の新設」に限る)場合

(ア)「専任技術者」の確認資料 ……後述

(イ)「令第3条に規定する使用人」の確認資料 ……後述

(ウ) 営業所の確認資料 ……後述

経營業務の管理責任者証明書の場合 ……後述

専任技術者証明書の場合 ……後述

(4) 許可通知書について

関東地方整備局から申請者あて直接郵送されます。

確認資料一覧

経営業務の管理責任者の確認資料

現在の常勤性を証明する資料

- 1 住民票（外国籍の方は外国人登録原簿）等現住所が確認できる資料
現住所が住民票と異なる場合は、住民票及び現住所が確認できる資料（現住所の賃貸契約書の写し、公共料金の領収書の写し等）
なお、住民票は3ヶ月以内のもの、公共料金の領収書の写し等は直近1ヶ月分で提出願います。
- 2 健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証の写し
（直近の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知の写し又は健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写しも可）
ただし、国民健康保険など、申請会社で保険の適用を受けていない場合は、以下の順で更にいずれかの資料が必要です。
ア) 住民税特別徴収税額通知書の写し
イ) 確定申告書（法人においては表紙と役員報酬明細の写し（受付印押印のもの））
ウ) 後期高齢者等については、厚生年金保険70歳以上被用者該当届又は厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届の写し
エ) その他、常勤が確認できるもの
なお、経営業務の管理責任者が他社役員と兼務する場合は、事前に相談してください。

専任技術者の確認資料

現在の常勤性を証明する資料

- 1 住民票（外国籍の方は外国人登録原簿）等現住所が確認できる資料
現住所が住民票と異なる場合は、住民票及び現住所が確認できる資料（現住所の賃貸契約書の写し、公共料金の領収書の写し等）
なお、住民票は3ヶ月以内のもの、公共料金の領収書の写し等は直近1ヶ月分で提出願います。
- 2 健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証の写し
（直近の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知の写し又は健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写しも可）
ただし、国民健康保険など、申請会社で保険の適用を受けていない場合は、以下の順で更にいずれかの資料が必要です。
ア) 住民税特別徴収税額通知書の写し
イ) 確定申告書（法人においては表紙と役員報酬明細の写し（受付印押印のもの））
ウ) 後期高齢者等については、厚生年金保険70歳以上被用者該当届又は厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届の写し
エ) その他、常勤が確認できるもの
なお、出向の場合は別途確認資料（出向協定書の写し等）が必要です。

令3条に規定する使用人の確認資料

- 1 住民票等現住所が確認できる資料（上記 1 参照）
- 2 健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証の写し等（上記 2 参照）
なお、出向の場合は、別途確認資料（出向協定書の写し等）が必要です。
- 3 本人に代表権のない場合（取締役以外の場合等）は、委任状の写し（見積・入札・契約締結等の権限を有していることを確認できるもの）

営業所の確認資料
<p>1 営業所の実態を確認する資料</p> <p>ア) 営業所所在地付近の案内図（交通機関の最寄りの駅等からの経路がわかるもの）</p> <p>イ) 営業所等の写真（明瞭なもので下記の全て。デジカメでの撮影も可）</p> <p>a . 営業所の外部・・・建物の全景及び営業所の案内板を写したもの</p> <p>b . 営業所の内部・・・主な執務室の状況が確認できる程度のもの</p> <p>c . 建設業の許可票・・・建設業の許可票（建設業法施行規則第25条第2項前段に規定する標識）の記載内容と設置場所が確認できるもの</p> <p>d . その他・・・営業所の名称を明記した営業所の入口部分を写したもので、また、営業所がビル内に所在する場合は建物の入り口またはエレベーターホール等にある営業所の案内板を写したもの</p> <p>ウ) 他社等の営業所とフロアを共有している場合には平面図等を添付してください。</p> <p>2 建物の所有状況が確認できるもの</p> <p>ア) 自社所有の場合は次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該建物の登記簿謄本の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ・当該建物の固定資産物件証明書又は固定資産評価額証明書等の写し <p>イ) 賃借している場合は当該営業所の賃貸借契約書</p> <p>なお、記載されている賃貸借期間が自動継続等で確認できない場合は、直近3ヶ月分の賃借料の支払いを確認できるもの（領収書、振込明細等）が必要です。</p>

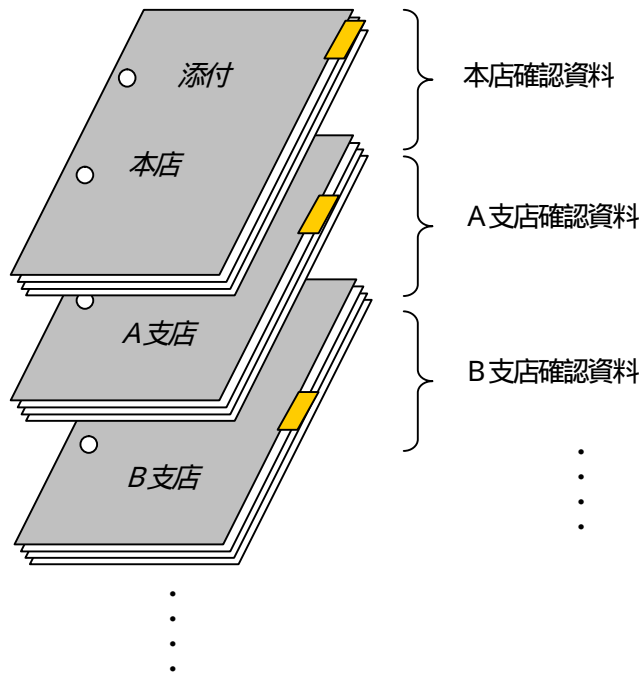
経営業務の管理責任者の確認資料
<p>経営業務の管理責任者としての経験を証明する資料</p> <p>1 経験期間を証明するもの</p> <p>ア) 法人の役員としての経験については商業登記簿謄本、履歴事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本</p> <p>イ) 建設業者の令3条に規定する使用人としての経験については、変更届出書（令3条に規定する使用人就任時と退任時）の写し</p> <p>2 経験業種を証明するもの（1の期間分必要となります）</p> <p>ア) 法人の役員としての経験については建設業許可通知書の写し</p> <p>イ) 建設業者の令3条に規定する使用人としての経験については経験期間中の様式第1号別表の写し、または新様式の別紙二（1）</p> <p>ウ) 許可のない期間中の軽微な工事での経験については工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し</p>

専任技術者の確認資料
<p>実務経験を証明する資料（技術者の要件が実務経験の場合）</p> <p>1 実務経験の内容を証明するもの</p> <p>ア) 証明者が建設業許可を有している期間については、建設業許可通知書の写し</p> <p>イ) 証明者が建設業許可を有していない期間については、工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し</p> <p>2 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか</p> <p>ア) 健康保険被保険者証の写し（事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る）</p> <p>イ) 厚生年金加入期間証明書又は被保険者記録照会回答票</p> <p>ウ) 住民税特別徴収税額通知書の写し（期間分）</p> <p>エ) 確定申告書（役員に限る・・・表紙と役員報酬明細の写し（受付印押印のものを期間分））</p> <p>オ) その他（出向等の場合は個別に相談してください。）</p>

指導監督的実務経験の確認資料	
1	実務経験証明期間を確認できるもの（前記 2 参照）
2	実務経験の内容欄に記入した工事全てについての契約書の写し

< 確認資料のまとめかた >

各営業所毎に確認資料をとりまとめのうえ、別紙「建設業許可申請書に係る確認資料の送付について」を、各々営業所毎に添付して送付してください。（下図参照）



- ・ A 4 版にとりまとめて左側 2 穴にし、ひもとじとしてください
- ・ 資料が多い場合には、ファイルでの提出でもかまいません
- ・ 営業所毎にインデックスを付けてください

< 営業所所在地案内図 >

A 4 で作成

商号又は名称	
所在地	
電話	
略 図	図（わかりやすく記入し、営業所を朱で着色すること）

< 営業所写真 >

A 4 で作成

営業所名称	年 月撮影	営業所の入口
建物の全景（看板、表札等を含む）		
営業所の内部		建設業の許可票 （記載内容及び設置場所がわかるもの）

*複数ページでの提出も可能です。

別紙

(用紙A4)

平成 年 月 日

関東地方整備局長 殿

所在地
申請者 商号又は名称
代表者氏名



建設業許可申請書に係る確認資料の送付について

今般建設業法に基づく国土交通大臣の許可申請を行ったので、別紙営業所、経營業務の管理責任者、令第3条に規定する使用人及び当該営業所に置いている専任技術者に係る確認資料を送付します。

記

既に許可を受けている場合はその許可番号		
主たる営業所の所在する都県名		
都県受付年月日		
許可の区分	建設業	
主たる営業所	名称	
	所在地	
	電話番号	
営業しようとする営業所	特 定	
	一 般	
経營業務の管理責任者	氏 名	
専任技術者	氏 名	(担当する建設業の種類)
	氏 名	(担当する建設業の種類)
	氏 名	(担当する建設業の種類)

(商号又は名称 _____ 許可番号 _____)

その他の 営業所	名 称	
	所在地	
	電話番号	
営業しようとする営業所	特 定	
	一 般	
令第3条に規定する使用人	氏 名	
専任技術者	氏 名	(担当する建設業の種類)
	氏 名	(担当する建設業の種類)
	氏 名	(担当する建設業の種類)

注 各営業所毎に確認資料をとりまとめのうえ、この様式を添付してください。